

社会福祉法人おひさまと月の里 役員等の費用弁償に関する規定

平成 22 年 4 月 1 日

平成 22 年定第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人おひさまと月の里（以下「法人」という。）定款第 11 条の規定に基づき、役員等がその職務の遂行に要した費用の弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第 2 条 役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

ただし、社会福祉法人おひさまと月の里役員報酬規則第 2 条の規定によって報酬を支給される役員を除く。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が理事会、評議員会及び監査会に出席したときは、費用弁償として別表第 1 により日額報酬及び交通費を支給する。

2 役員等が理事会、評議員会及び監査会以外の日において、法人業務及び法人の運営のための業務に従事したときは、費用弁償として別表第 2 により日額報酬及び交通費を支給する。

(雑 則)

第 4 条 この規定により難いときは、理事会に諮問し、理事長が定める。

附 則

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 6 月 17 日から施行する。

別表第1（第3条）

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	(1) 半日につき 7,000 円	(1) 1 回につき 2,000 円
評議員会出席報酬等	(2) 本法人の職員である者は除く。 ただし、非常勤職員は半日につき 2,500 円	(2) 通勤手当を支給されている職員である者は除く。
監査会出席報酬等	半日につき 10,000 円	1 回につき 2,000 円

別表第2（第3条）

名 称	報 酬	交 通 費
理事長業務報酬等	半日につき 7,000 円	(1) 1 回につき 2,000 円
理事及び評議員報酬等	半日につき 5,000 円	(2) 通勤手当を支給されている職員である者は除く。
監事監査指導報酬等	半日につき 10,000 円	1 回につき 2,000 円